

2024

令和6年

6

協会けんぽ

職場内で
ご覧ください



ふくおかだより

知っトク!糖尿病～何より怖い合併症～

糖尿病は、それ自体は直接命に関わる病気ではありませんが、自覚症状がないまま進行して、合併症を起こすことが大きな問題となります。

糖尿病の「三大合併症」

糖尿病性網膜症

進行すると…
失明することも



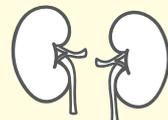
糖尿病性神経障害

進行すると…
神経が麻痺、
足等の切断を
余儀なくされることも



糖尿病性腎症

進行すると…
慢性腎不全に陥り、
人工透析が
必要になることも



身体だけでなく金銭面でも負担大

糖尿病が原因の透析患者は
全体の約40%を占めています

慢性透析患者 原疾患割合



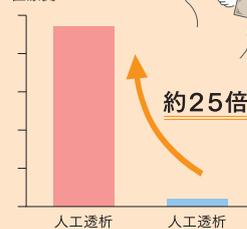
日本透析医学会統計調査(2022年末時点)より

福岡支部35歳以上の2022年度健診受診者
1年間の1人当たり医療費

人工透析あり…………… 4,889,905円
(糖尿病患者以外の透析患者を含む)

人工透析なし…………… 190,719円

医療費



約25倍!

生活習慣の改善を心掛けましょう

糖尿病の危険因子の多くは、生活習慣を改善することで減らすことができます。

空腹時血糖等が特定保健指導の判定値(100mg/dl または HbA1c5.6%)を超える方に、以下の3つの生活習慣が見られる傾向があることが、健診結果のデータ(35歳以上の2022年度健診受診者)からわかりました。

食生活の見直し、禁煙、ストレス解消などを心がけ、危険因子を減らす生活習慣を心掛けましょう。

空腹時血糖が特定保健指導の
判定値を超える方に見られる
3つの生活習慣

喫煙



早食い



就寝前
2時間以内の食事

2024年12月2日に
保険証は廃止されます

医療機関の受診はマイナ保険証で

手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

従来の保険証では

限度額適用認定証を
申請したいの
ですが…



申請書をご記入
いただき、お手元に
届くまで1週間～
10日は
かかります

1週間～10日も…

マイナ保険証なら

限度額認定証なしで
OK!!



マイナ保険証
なので限度額が
わかりますよ

自己負担額が
即時に減額されて
助かった!



マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の支払いが不要となります。(本人が同意した場合のみ)

マイナ保険証のメリットの
詳細動画はこちら▶



協会けんぽと一緒に健康づくりをしませんか？

ふくおか健康づくり団体・事業所宣言

「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」とは、**健康経営®**（会社が主体となって従業員の健康づくりに取り組むこと）を協会けんぽと福岡県がサポートする事業です。

健康経営®とは

従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。従業員の健康増進、組織の活性化、生産性の向上により業績や企業価値の向上が期待されます。※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」のメリット

従業員の健康状態が改善



リクルート効果



企業のイメージUP



無料で各種サポート！

- ・健康機器レンタル
- ・健康づくりのためのアドバイザー派遣
- ・貴社専用の健康見える化ツール（事業所カルテ）配付 など

簡単3ステップ！「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」のすすめ方

1

「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」にエントリー！

ふくおか健康づくり団体・事業所宣言

エントリー方法はこちら



2

従業員の健康課題に合わせて、宣言（取組）内容を決める

3

宣言内容をもとに取組、年に1回の振り返り



「基本モデル」で宣言し、協会けんぽ認定事業所になりましょう！

協会けんぽ「基本モデル」

- ① 健診の受診率を設定
- ② 特定保健指導の利用率を設定
- ③ 「運動習慣の定着」「食生活の改善」「禁煙対策」等の分野からひとつ以上設定

経済産業省
認定

さらなる挑戦！

「健康経営優良法人」を目指しませんか？

健康経営優良法人とは、特に優良な健康経営を実施している中小企業等の法人を、日本健康会議が顕彰する制度です。認定されると、ロゴマークが使用可能になります。従業員の健康づくりに積極的な優良企業としてアピールしましょう！

福岡支部では、大規模法人部門37事業所、中小規模法人部門388事業所が健康経営優良法人2024に認定されました！



健康経営優良法人認定制度について
詳しくはこちら



協会けんぽ福岡支部移転のお知らせ

協会けんぽ福岡支部は **令和6年7月16日(火)** に移転いたします。

新住所

福岡市博多区博多駅東1-17-1 コネクトスクエア8階

個別郵便番号のため、
郵便番号は変わりません

新電話番号

092-477-7250

※現所在地での申請書等の受付は **令和6年7月12日(金)** までです。ご提出時はお気を付けてください。

旧住所が記載された保険証や限度額適用認定証等は、引き続きお使いいただけます。

発
行
者



全国健康保険協会 福岡支部
協会けんぽ

〒812-8670 福岡市博多区上呉服町10-1 博多三井ビルディング9階
092-283-7621(代表) (受付時間) 平日 8:30~17:15